

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 市民税関係

(1) ふるさと納税制度の見直し

- ・総務大臣は、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ①寄附金の募集を適正に実施すること。
 - ②返礼品は地場産品とし、かつ、返礼割合を寄附金額の3割以下とすること。
- ・総務大臣の指定を受けた地方団体に対する寄附金を「特例控除対象寄附金」とし、現行の特例措置を適用する。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除額（住民税の控除額）

区 分	税額控除額
基本分	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$ [県民税税率 4% + 市民税税率 6%]
特例控除	$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の適用税率} \times 1.021)$

※特例控除は、総務大臣の指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金に限り加算

※表中「1.021」は、復興特別税率の加算割合